



大津市報道資料  
市政記者各位

お問い合わせ先

担当者	契約検査課		担当： 栗田／服部		
連絡先	077-528-2720		内線	2672	
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	—	—	—	—	—

令和7年1月30日

## 入札契約制度の改正について (建設工事の入札発注基準に主観的評価点を加点します)

本市の建設工事の入札における発注については、受注希望型指名競争入札発注基準を設けており、各事業者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（客観点）に基づき、入札参加業種ごとに設計金額に応じたランク付けを行っています。

制度改正は、工事の規模や内容により建設業者の的確な履行能力を適切に評価し工事品質の向上を図ることに加え、市と建設業者が一体となって災害に備えた地域の防災力強化等に取り組んでいく体制を整えるため、これまでの客観点に主観的評価を行った点数を加点した総合点数でのランク付けによる発注基準に改正するものです。

### 1 主観的評価点の評価項目について

### 2 ランク区分について

受注希望型指名競争入札発注基準における適用設計金額ごとのランクについて、経営事項審査結果における総合評定値＋主観的評価点を加えた総合点数で区分します。大津市に本店を有する業者（市内業者）が対象となります。

### 3 対象となる入札参加業種

- (1) 土木一式 (2) 建築一式 (3) ほ装  
(4) 電気設備 (5) 給排水冷暖房 (6) 造園

### 4 改正基準の導入開始日

令和8年度（令和8年6月1日から）の発注基準から適用します。  
発注基準の切り替えについては、毎年度の6月1日に変更します。

## 5 申請期間

令和8年度大津市建設工事入札参加資格審査申請の受付期間（令和7年4月から令和7年12月を予定）に、主観的評価に必要な書類についても提出していただきます。

本改正については、大津市企業局にも適用します。